



者の責任に関する事項が明確に定められてゐるものであること。

3 国土交通大臣が標準利用運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、第一種貨物利用運送事業者が、標準利用運送約款と同一の利用運送約款を定め、又は現に定めている利用運送約款を標準利用運送約款と同一のものに変更したときは、その利用運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。（事業の種別等の掲示等）

**第九条** 第一種貨物利用運送事業者は、第一種貨物利用運送事業者である旨、利用運送に係る運送機関の種類、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。以下「消費者」といいう。）を対象とするものに限る。）、利用運送約款その他の国土交通省令で定める事項について、主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第二十七条において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。（差別的取扱いの禁止）

**第十一条** 第一種貨物利用運送事業者は、特定の荷主に対し不當な差別的取扱いをしてはならない。（運輸に関する協定）

**第十二条** 第一種貨物利用運送事業者は、他の運送事業者と設備の共用又は共同経営に関する協定その他の運輸に関する協定で国土交通省令で定める事項に係るものと締結しようとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。（事業改善の命令）

3 第一種貨物利用運送事業者は、第一種貨物利用運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。第一利用運送約款を変更すること。

二 貨物の運送に關し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること。

三 運賃又は料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められる場合において、当該運賃又は料金を変更すること。

四 前三号に掲げるもののほか、荷主の利便を害している事実がある場合その他事業の適正な運営が著しく阻害されていると認められる場合において、事業の運営を改善するために必要な措置を執ること。（名義の利用等の禁止）

**第十三条** 第一種貨物利用運送事業者は、その主義を他人に第一種貨物利用運送事業のため利用させてはならない。

2 第一種貨物利用運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、第一種貨物利用運送事業を他人にその名において経営させてはならない。（承継）

**第十四条** 第一種貨物利用運送事業者がその事業を譲渡し、又は第一種貨物利用運送事業者について相続、合併若しくは分割があつたときは、当該事業を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該第一種貨物利用運送事業を承継すべき相続人を第一種貨物利用運送事業に附帯して貨物の荷造り、保管又は仕分（以下「貨物の荷造り等」といいう。）代金の取立て及び立替えその他の通常運送事業の登録を抹消しなければならない。（附帯業務））

**第十五条** 国土交通大臣は、第十五条の規定による届出があつたとき、又は前条の規定による登録の取消しをしたときは、当該第一種貨物利用運送事業の登録を抹消しなければならない。（登録の抹消）

**第十六条** 国土交通大臣は、第一種貨物利用運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は登録若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 不正の手段により第三条第一項の登録又は第七条第一項の変更登録を受けたとき。

三 第六条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

**第十七条** 国土交通大臣は、第十五条の規定による届出があつたとき、又は前条の規定による登録の取消しをしたときは、当該第一種貨物利用運送事業の登録を抹消しなければならない。（附帯業務）

**第十八条** 第一種貨物利用運送事業者は、当該第一種貨物利用運送事業に附帯して貨物の荷造り、保管又は仕分（以下「貨物の荷造り等」といいう。）代金の取立て及び立替えその他の通常運送事業に附帯する業務を行うことができる。

2 第一種貨物利用運送事業者は、当該第一種貨物利用運送事業に附帯して貨物の荷造り等を行ふときは、貨物の荷崩れを防止するための措置、貨物の取扱いに関する従業員に対する適切な指導その他の国土交通省令で定める輸送の安全を確保するためには必要な措置を講じなければならぬ。

3 第九条及び第十二条の規定は、通常第一種貨物利用運送事業に附帯する業務について準用する。（適用除外）

**第十九条** この法律の規定は、貨物自動車運送事業法第一条第七項の貨物自動車利用運送については、適用しない。

**第二十条** 第二種貨物利用運送事業（許可）

3 第七条第四項の規定は、前項の規定による届出について準用する。（事業の廃止）

**第二十一条** 第二種貨物利用運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。（許可の申請）

**第二十二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十条の許可を受けることができない。

一 第六十条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者は、第二十条の許可を受けることができない。

二 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者の第五号イからニまでに掲げる者（以下「外国人等」という。）に該当するもの

三 貨物の集配の拠点、貨物の集配の体制その他の国土交通省令で定める事項に関する集配事業計画

四 貨物の集配を利用する運送事業が定められているものであること。

五 貨物の集配を申請者が自動車を使用して行おうとする場合であつて申請者が当該貨物の集配に係る輸送の安全を確保するため適切なものであること。

**第二十三条** 国土交通大臣は、第二十条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。（許可の基準）

一 その事業の遂行上適切な計画（集配事業計画を除く。）を有するものであること。

二 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

三 その事業に係る実運送により定期に、及び一定量で提供される輸送力の利用効率の向上に資するものであること。

四 貨物の集配を利用する運送と一貫して円滑に実施するための適切な集配事業計画が定められているものであること。

五 貨物の集配を申請者が自動車を使用して行おうとする場合は、集配事業計画が当該貨物の集配に係る輸送の安全を確保するため適切なものであること。

**第二十四条** 第二十条の許可を受けた者（以下「第二種貨物利用運送事業者」という。）は、そ

に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。その代表者の氏名

二 利用運送に係る運送機関の種類、利用運送の区域又は区間、営業所の名称及び位置、業務の範囲その他の国土交通省令で定める事項に關する事業計画

三 貨物の集配の拠点、貨物の集配の体制その他の国土交通省令で定める事項に関する集配事業計画

四 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十条の許可を受けることができない。

一 第六十条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者は、第二十条の許可を受けることができない。

二 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者の第五号イからニまでに掲げる者（以下「外国人等」という。）に該当するもの

三 貨物の集配の拠点、貨物の集配の体制その他の国土交通省令で定める事項に関する集配事業計画

四 貨物の集配を利用する運送事業が定められているものであること。

五 貨物の集配を申請者が自動車を使用して行おうとする場合は、集配事業計画が当該貨物の集配に係る輸送の安全を確保するため適切なものであること。





三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(貨物の集配に係る輸送の安全)

**第四十九条** 外国人国際第二種貨物利用運送事業者（貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けて当該事業に係る貨物の集配を行う者を除く。）が自動車を使用して行う貨物の集配に係る運行管理者の選任その他の輸送の安全の確保等に関する事項については、同法第三十七条の二第三項に定めるところによること。

(事業の停止及び許可の取消し)

**第四十九条の二** 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、外国人国際第二種貨物利用運送事業者に対し、期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 外国人国際第二種貨物利用運送事業者が法令、法令に基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 外国人国際第二種貨物利用運送事業者の所属国（外国人国際第二種貨物利用運送事業者が個人である場合にあってはその者が国籍を有する国をいい、外国人国際第二種貨物利用運送事業者が法人その他の団体である場合にあってはその株式等の所有その他の方法によりその経営する事業を実質的に支配する者が国籍を有する国又は当該支配する者の本店その他の主たる事務所が所在する国をいう。以下この号において同じ。）が、当該外国人国際第二種貨物利用運送事業者が第四十五条第一項の許可を受けた時ににおける所属国と異なるものとなつたとき。

三 外国人国際第二種貨物航空利用運送事業者（航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業について第四十五条第一項の許可を受けた者をいう。以下この号において同じ。）においては、日本国と当該外国人国際第二種貨物航空利用運送事業者が国籍を有し、又はその本店その他の主たる事務所が所在する外国との間に航空に関する協定がある場合において、当該外国若しくは当該外国人国際第二種貨物航空利用運送事業者が当該協定に違反し、又は当該協定が効力を失つたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、公共の利益のため必要があるとき。

(準用規定)

**第四十九条の三** 第四十四条の規定は、外国人国際第二種貨物利用運送事業者について準用する。

(登録等の条件等)

**第五十条** この章に規定する登録、許可又は認可には、条件又は期限を付し、これを変更し、及び登録、許可又は認可の後これに条件又は期限を付することができる。

(行政手続法の適用除外)

**第五十条の二** 国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業の分野における公正な事業活動の確保を図るために必要なと認められる事由として国土交通省令で定めるものに該当する場合における第四十六条第五項、第四十七条、第四十八条の二、第四十九条の三において準用する第四十四条第三項又は前条の規定による处分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

(登録等の条件等)

**第五十一条** この法律（第四章の規定を除く。）に規定する登録、許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

2

この法律（第四章の規定を除く。）に規定する登録、許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

3

この法律（第四章の規定を除く。）に規定する登録、許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

4

この法律（第四章の規定を除く。）に規定する登録、許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

5

この法律（第四章の規定を除く。）に規定する登録、許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

6

この法律（第四章の規定を除く。）に規定する登録、許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

7

この法律（第四章の規定を除く。）に規定する登録、許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

8

この法律（第四章の規定を除く。）に規定する登録、許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

9

この法律（第四章の規定を除く。）に規定する登録、許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

10

この法律（第四章の規定を除く。）に規定する登録、許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

(貨物利用運送事業に関する団体の届出)

又は貨物利用運送事業の健全な発達を図ることを目的として貨物利用運送事業を經營する者が組織する団体は、その成立の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

国土交通大臣は、貨物の運送サービスの改善及び向上又は貨物利用運送事業の健全な発達を図るために必要なと認められる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録等の条件等)

**第五十三条** 貨物の運送サービスの改善及び向上（経過措置を含む。）を定めることができる。

(権限の委任)

**第五十七条** この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任することができる。

(国土交通省令での委任)

**第五十九条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

**第五十八条** 削除

(国土交通省令への委任)

**第六十条** 第二十条の規定に違反して第二種貨物利用運送事業を經營した者

2 一 第二十条の規定に違反して第二種貨物利用運送事業を經營した者

2 二 第三十四条第一項において準用する第十三

三条第一項の規定に違反してその名義を他人に

2 三 第三十四条第一項において準用する第十三

三条第二項の規定に違反して第二種貨物利用運

送事業を他人にその名において經營させた者

2 四 第四十五条第一項の規定により第二種貨物

利用運送事業について許可を受けてしなけれ

ばならない事項を許可を受けないでした者

2 五 第四十五条第一項の規定により第二種貨物

利用運送事業について許可を受けてしなけれ

ばならない事項を許可を受けないでした者

2 六 第四十五条第一項の規定により第二種貨物

利用運送事業について許可を受けてしなけれ

ばならない事項を許可を受けないでした者

2 七 第四十五条第一項の規定により第二種貨物

利用運送事業について許可を受けてしなけれ

ばならない事項を許可を受けないでした者

2 八 第四十五条第一項の規定により第二種貨物

利用運送事業について許可を受けてしなけれ

ばならない事項を許可を受けないでした者

2 九 第四十五条第一項の規定により第二種貨物

利用運送事業について許可を受けてしなけれ

ばならない事項を許可を受けないでした者

国内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(権限の委任)

この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任することができる。

(経過措置)

**第五十六条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範

に認められたものと解してはならない。

(経過措置)

**第五十七条** 第十三条规定により第一種貨物利用運送事業について登録を受けてしなければならない事項を登録を受けないでした者

四 第三十五条第一項の規定により第一種貨物利用運送事業について登録を受けてしなければ

ばならない事項を登録を受けないでした者

三 第十三条规定により第一種貨物利用運送事業について登録を受けてしなければならない事項を登録を受けないでした者

二 第十三条规定により第一種貨物利用運送事業について登録を受けてしなければならない事項を登録を受けないでした者

一 第十三条规定により第一種貨物利用運送事業について登録を受けてしなければならない事項を登録を受けないでした者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

2 二 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

3 三 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

4 四 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

5 五 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

6 六 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

7 七 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

8 八 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

9 九 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

10 十 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

11 十一 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

12 十二 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

13 十三 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

14 十四 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

15 十五 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

16 十六 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

17 十七 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

18 十八 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

19 十九 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

20 二十 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

21 二十一 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

22 二十二 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

23 二十三 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

24 二十四 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

25 二十五 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

26 二十六 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者

27 二十七 第三十三条第一項の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者



2 前項に規定する者は、同項に規定する期間を超過して引き続き当該事業を經營しようとするときは、当該期間内に、当該事業の概要その他他運輸省令で定める事項を記載した申請書を運輸大臣に提出して、当該事業の範囲その他の運輸省令で定める事項について確認を受けることができる。

4 前項の確認を受けた者は、第一項の規定にかかるわらず、施行日から五年間は、第三条第一項の許可又は第二十三条の登録を受けないで、確認を受けた事業の範囲内において、当該事業を引き続き経営することができる。

第九条から第十三条まで、第五十五条から第二十二条まで、第五十五条、第六十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第六十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第六十三条（第二号に係る部分に限る。）、第六十四条（第四号及び第五号に係る部分を除く。）、第六十五条及び第六十六条の規定は利用運送事業に該当する事業について第二項の確認を受けた者について、第十条、第十三条、第十五条（第一号及び第三号に係る部分を除く。）、第十六条、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条第二項、第五十五条、第六十二条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第六十四条（第五号に係る部分を除く。）、第六十五条及び第六十六条の規定は運送取次事業に該当する事業について第二項の確認を受けた者について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第十一條** この法律の施行の際現に附則第三条の規定による改正前の海上運送法（以下「旧海上運送法」という。）第二条第八項の海上運送取扱業について旧海上運送法第三十三条（旧海上運送法第四十四条において準用する場合を含む。）において準用する旧海上運送法第二十条の例により引き続き経営することができる。

前項に規定する者は、同項に規定する期間内に、当該事業に係る第二十四条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に当該事業の計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添付して運輸大臣に提出したときは、施行日に運送取次事業について第二十三条の登録を受けたものとみなす。

3 運輸大臣は、前項の規定により運送取次事業者の登録を受けたものとみなされる者に係る当該登録については、同項の規定により提出された届出書に記載された第二十四条第一項各号に掲げる事項及び第二十五条第一項第二号に掲げる事項を運送取次事業者登録簿に記載することにより行うものとする。

**第十二条** この法律の施行の際現に旧道路運送法第二条第四項第一号又は第二号の行為を行ふ事業について旧道路運送法第八十条第一項の登録を受けている者は、当該登録に係る事業の範囲内において、施行日に運送取次事業について第二十三条の登録を受けたものとみなす。

附則第七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により運送取次事業の登録を受けたものとみなされる者に係る当該登録について準用する。この場合において、これらの規定中「旧通運事業法第五条第三項の事業計画」とあるのは、「附則第四条の規定による改正前の道路運送法第八十二条第一項の自動車運送取扱事業者登録簿」と読み替えるものとする。

**第十三条** この法律の施行の際現に旧道路運送法第二条第四項第三号の行為を行う事業（附則第八条第一項の規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者が経営する当該許可に係る事業に含まれるものを除く。）について、旧道路運送法第八十条第一項の登録を受けている者は、当該登録に係る事業の範囲において、施行日に第一種利用運送事業について、第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

前項の規定により第一種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧道路運送法第八十二条第一項の自動車運送取扱事業者登録簿に記載されている項目のうち第四条第一項第三号に規定する事項に相当する事項を同号の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

**3 運輸大臣**は、前項の場合において、第四条第一項第三号に規定する事項の一部の事項について旧道路運送法第八十二条第一項の自動車運送取扱事業者登録簿にこれに相当する事項の記載がないときその他必要があると認めるときは、当該第一種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者に対し、施行日から一年を経過するまでの間に限り、運輸省令で定めるところにより、当該事業計画に追加する必要があると認められる事項を記載した届出書の提出を求め

ることができる。この場合において当該届出書の提出があつたときは、第七条、第八条第一項及び第十五条第一号中「事業計画」とあるのは、「事業計画（附則第十三条第三項に規定する届出書に記載された事項を含む。）」とする。

**第十四条** この法律の施行の際現に附則第五条の規定による改正前の内航海運業法（以下「旧内

「航海運業法」という。) 第三条第一項(旧内航海運業法第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による内航運送取扱業の許可を受けている者は、当該許可に係る事業の範囲内において、施行日に第一種利用運送事業及び運送取次事業についてそれぞれ第三条第一項の許可及び第二十三條の登録を受けたものとみなす。前項の規定により第一種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧内航海運業法第四条第一項第三号の事業計画(第四条第一項第三号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。)を第四条第一項第三号の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

4 附則第七条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により運送取次事業の登録を受けたものとみなされる者に係る当該登録について準用する。この場合において、これらの規定中「旧通運事業法第五条第三項の事業計画」とあるのは、「附則第五条の規定による改正前の内航海運業法第四条第一項第三号の事業計画」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定により第一種利用運送事業の許可及び運送取次事業の登録を受けたものとみなされる者がこの法律の施行後第九条第一項の規定により最初に届け出なければならない運賃及び料金並びに第二十九条第一項の規定により最初に届け出なければならない料金については、これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から三月以内」とする。前項に規定する者がこの法律の施行後第十一条第一項の規定により最初に認可を受けなければならぬ利用運送約款及び第二十九条第一項の規定により最初に認可を受けなければならぬ運送取次約款については、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは、「この法律の施行の日から三月以内に、運輸大臣」とする。

第六条 第十七条 この法律の施行の際現に附則第六条の規定による改正前の航空法(以下「旧航空法」という。)第二条第十九項の利用航空運送事業

(次条第一項の規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者が經營する当該許可に係る事業に含まれるもの(除く。)について旧航空法第百二十二条の二第一項の免許を受けている者は、当該免許に係る事業の範囲内において、施行日以後第一種利用運送事業について第三条第一項の許可を受けたものとみな

2 す。  
前項の規定により第一種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧航空法第百二十二条の二第二項において準用する旧航空法第百条第二項の事業計画(第四条第一項第三号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。)を同号の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

**第十八条** この法律の施行の際現に旧航空法第百二十二条の二第一項の免許を受け、かつ、旧道路運送法第四条第一項の免許又は旧道路運送法第二条第四項第三号の行為を行う事業について旧道路運送法第八十条第一項の登録を受けていた者であつて第二種利用運送事業に該当する事業を経営しているものは、当該免許又は登録に係る事業の範囲内において、施行日に第二種利用運送事業について第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

前項の規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧航空法第百二十二条の二第二項において準用する旧航空法第百条第二項の事業計画(第四条第一項第三号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。)を同号の事業計画と、当該事業に係る旧道路運送法第五条第一項第三号の事業計画(第四条第一項第四号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。)又は当該事業に係る旧道路運送法第八十二条第一項の自動車運送取扱事業者登録簿に記載されている事項のうち第四条第一項第四号に規定する事項に相当するものを同号の集配事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

3 附則第八条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「旧通運事業法第五条第三項の事業計画」旧道路運送法第五条第一項第三号の事業計画」とあるのは「旧道路運送法第五条第一項第三号の事業計画」とあるのは「附画」と、附則第八条第三項」とあるのは「附則第十八条第三項において準用する附則第八条第三項」と読み替えるものとする。





